

セコム マイホーム保険

家庭総合保険

■ 補償内容一覧表

インターネット契約用

大切なお住まいや家財に
充実補償と安心サービス



基本補償(主契約)内容について

※ここに記載の「評価額」および「損害額」は、再調達価額(新価)を基準に算出したものをいいます。(ただし、貴金属等は、時価額)

お支払いする場合		お支払いする保険金		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; text-align: center;">ワイド プラン</div> <div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; text-align: center;">ベーシック プラン</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">スリム プラン</div> </div> <p>お客様のニーズに合わせてご選択いただけます。</p>				
<p>○：補償します ×：補償しません</p>		補償の有無		
		ワイド	ベーシック	スリム
<input type="checkbox"/> ① 火災、落雷、破裂・爆発		○	○	○
<input type="checkbox"/> ② 風災・雹災・雪災		○	○	○
<input type="checkbox"/> ③ 盗難 通貨等の盗難(保険の対象が家財の場合)		○	○	○
<input type="checkbox"/> ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等		○	○	×
<input type="checkbox"/> ⑤ 給排水設備の事故等による水濡れ		○	○	×
<input type="checkbox"/> ⑥ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為		○	○	×
<input type="checkbox"/> ⑦ 水災 (1) 保険の対象である建物・家財がそれぞれの評価額の30%以上の損害を受けた場合 (2) 床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)により保険の対象である建物・家財が損害を受けた場合		○	×	×

損害額※一下記記載の免責金額(保険金額が限度)
※30万円を超える貴金属等は、30万円が限度

家財をご契約の場合、下記のものの盗難による支払いは次のとおりとなります。

- (1) 通貨 1事故につき1敷地内ごとに20万円が限度
- (2) 預貯金証書(預金証書、貯金証書をいい、通帳・キャッシュカードを含む)
1事故につき1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度
- (3) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は、1事故につき1個または1組ごとに30万円が限度

基本補償プランと免責金額

基本補償に対する免責金額

基本補償に対する免責金額について、下記のいずれかをご設定いただけます。

免責金額の設定によって、保険料を抑えたご契約の設計も可能ですが、保険金のお支払いの際、保険金額または所定の支払限度額を限度とし、損害額から免責金額を差し引いた金額が損害保険金のお支払額となりますので、ご注意ください。

基本補償すべてに 免責金額「なし」	▶ 基本補償すべてにおいて、損害発生時の自己負担額はございません。	<p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">補償の充実</p> <p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">保険料を抑える</p>
風災・雹災・雪災にだけ 免責金額10万円	▶ 基本補償のうち、風災・雹(ひょう)災・雪災による損害発生時は「10万円」がおお客様の自己負担額となります。	
基本補償すべてに 免責金額10万円	▶ 基本補償すべてにおいて、損害発生時は「10万円」がおお客様の自己負担額となります。	
基本補償すべてに 免責金額20万円	▶ 基本補償すべてにおいて、損害発生時は「20万円」がおお客様の自己負担額となります。	

自動セットされる費用補償と安心サービス	<input type="checkbox"/> 火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用) ①(落雷除く)、③の事故により保険の対象である建物または家財に対して損害保険金が支払われる場合	危険軽減のために損害発生の日からその日を含めて180日以内に新たに支出した費用 (1事故につき1敷地内ごとに20万円が限度)
	<input type="checkbox"/> 残存物取片づけ費用保険金 ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	実費(損害保険金×10%が限度)
	<input type="checkbox"/> 特別費用保険金 ①～⑦の事故により保険の対象が全損(全焼・全壊)となり、契約が終了した場合	損害保険金×10%(1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度)
	<input type="checkbox"/> 水道管凍結修理費用保険金 建物が保険の対象である場合に、建物の専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理したとき	実費(1事故につき1敷地内ごとに10万円が限度)
	<input type="checkbox"/> 損害防止費用 ①の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費
	<input type="checkbox"/> 損害賠償請求権の保全・行使に要する費用 当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出した場合	実費

盗難事故発生時の安心サービス

ガラスや鍵の修理手配を行います。

盗難事故発生時、修理に関する業者手配を行い、セコム損保が保険金で直接業者にその費用をお支払いします。※

※費用のお支払いについては、建物を保険の対象としてご加入されている場合となります。また、山間部、島しょ部など修理業者が対応不能な一部エリアについては、本サービスは提供されません。

オプション補償・地震保険について

※ここに記載の「評価額」および「損害額」は、再調達価額(新価)を基準に算出したものをいいます。(ただし、貴金属等は、時価額)

お支払いする場合	お支払いする保険金
<input type="checkbox"/> 臨時費用保険金補償特約(10%・100万円限度) ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×10%(1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)
<input type="checkbox"/> 臨時費用保険金補償特約(30%・300万円限度) ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30%(1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度)
<input type="checkbox"/> 地震火災費用保険金補償特約 地震、噴火またはこれらによる津波により次のような火災が発生した場合 (1)保険の対象である建物または家財を収容する建物が半焼以上になったとき (2)保険の対象である家財が全焼になったとき	保険金額※×5%(1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度) ※保険金額が評価額を超える場合は評価額となります。 ●地震保険とは別にお支払いします。
<input type="checkbox"/> 失火見舞費用保険金補償特約 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物から発生した①(落雷除く)の事故により、他人の所有物に損害が生じた場合	被災世帯数×20万円(1事故につき保険金額※×20%が限度) ※保険金額が評価額を超える場合は評価額となります。
<input type="checkbox"/> 類焼損害補償特約 保険の対象である建物もしくは収容家財または保険の対象である家財もしくは収容建物から発生した①(落雷除く)の事故により、類焼補償対象物が損害を受けた場合	保険金をお支払いする類焼補償対象物の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、その保険金の額を差し引いて算出します。(各契約年度ごとに1億円が限度)
<input type="checkbox"/> ドアロック交換費用補償特約 日本国内において保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物のドアの鍵が盗難されたことにより、錠の交換が必要となった場合	実費(1事故につき3万円が限度)
<input type="checkbox"/> 敷地内構築物修復費用補償特約 保険の対象である建物と同敷地内にある構築物が建物と同一の①～⑦の事故※により損害を受け、建物に対し損害保険金が支払われた場合 ※破損・汚損損害等補償特約をセットした場合には、①～⑦以外の不測かつ突発的な事故も対象となります。	復旧費用の実費(1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度)
<input type="checkbox"/> 携行品損害補償特約 携行品※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合 ※携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者が所有、携行する身の回り品をいい、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、サーフィン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。	保険金額の範囲内で、損害額(損害の発生および拡大を防止するために要した費用でかつ有効な費用または他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用を含み、かつ、携行品の種類により、1事故につき、次の額が限度)から3万円を差し引いた額。 ・1個・1組・1対のもの…各々10万円 ・乗船券・宿泊券、通貨等…5万円 (保険期間を通して保険金額が限度)
<input type="checkbox"/> 破損・汚損損害等補償特約 保険の対象である建物または家財が①～⑦以外の不測かつ突発的な事故により損害を受けた場合	建物をご契約の場合 損害額-3万円(保険金額が限度) 家財をご契約の場合 損害額※-3万円(1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度) ※30万円を超える貴金属等は、30万円が限度
<input type="checkbox"/> 個人賠償責任補償特約 被保険者本人、その配偶者およびこれらと同一世帯の親族が次の事故により他人の身体を傷つけたり、財物を破損した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ・本人の居住の用に供される保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者が日本国内で営む日常生活に起因する偶然な事故	賠償金額 ただし保険証券記載の支払限度額が限度 訴訟費用、弁護士費用、示談費用は別途お支払いします。 なお、賠償金額の決定については、事前に当社の承認が必要です。

オプション補償(特約(自由選択))

損害の程度に応じて下表のとおり保険金をお支払いします。

損害の程度	損害割合		お支払金額
	建物の主要構造部 (軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	家財の損害額	
全損	建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	保険の対象である家財の時価額の80%以上となった場合	建物・家財それぞれの保険金額の100%(時価額が限度)
半損	建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の30%以上80%未満となった場合	建物・家財それぞれの保険金額の50%(時価額の50%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき	保険の対象である家財の時価額の10%以上30%未満となった場合	建物・家財それぞれの保険金額の5%(時価額の5%が限度)

地震保険(加入者が対象)

(注)1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されます。(2014年2月現在)

保険金をお支払いできない主な場合

<火災保険(基本補償(主契約)・オプション補償(特約)共通)>

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 保険契約者、被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 火災等の事故の際の紛失・盗難
- 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難
(携行品損害補償特約をセットされた場合における携行品に生じた損害を除きます。)

- 戦争、革命、内乱、暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波(地震保険または地震火災費用保険金補償特約をご契約された場合は除きます。)
- 核燃料物質等による事故

<地震保険>

- 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、革命、内乱、暴動
- 地震などの際における紛失または盗難
- 地震などの発生日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害

下記特約については、特にご注意ください。

<破損・汚損損害等補償特約>

- 置き忘れまたは紛失
- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- 電氣的・機械的の事故(故障)によって生じた損害
- すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観上の損傷(保険の対象の機能に支障をきたさない損害)
- 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- 土地の沈下、隆起等によって生じた損害
- 公権力の行使によって生じた損害
- 加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 など

*家財が保険の対象である場合、不測かつ突発的な事故により次のものに生じた損害についても保険金をお支払いできません。

- ・義歯・義肢・コンタクトレンズ・眼鏡その他これらに類するもの
- ・携帯電話(PHSを含みます。)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
- ・携帯式電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等)およびこれらの付属品
- ・自転車および原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)ならびにこれらの付属品
- ・動物および植物 など

<類焼損害補償特約>

類焼補償対象物の所有者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反 など

ご契約の際にご注意いただきたいこと

携行品損害補償特約について

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される建物外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品であり、基本補償(主契約)における家財の範囲とは異なります。詳細は、『重要事項説明書』『ご契約のしおり・約款』等を当社ホームページよりダウンロードのうえご確認ください。
- (2) 被保険者の範囲は、保険証券記載の被保険者(本人)のほか、次のいずれかに該当する者であり、基本補償(主契約)における家財の被保険者とは異なる場合があります。
・本人の配偶者
・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (3) 保険金支払対象事故は、日本国内または国外における偶然な事故であり、基本補償(主契約)における家財の保険金支払対象事故の範囲とは異なります。

補償の重複について

被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、既に他の保険契約等で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約にのみセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。詳細は「オプションの選択」の画面の「他の保険契約等に同種の特約等がある場合の補償の重複について」をご確認ください。

その他ご注意いただきたいこと

- (1) お引受けできる保険の対象は、居住の用に供する建物またはこれに収容される家財です。
また、家財をご契約の場合…
● 貴金属等(貴金属・宝玉石および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品)で1個または1組の価額が30万円を超えるものは、損害額が30万円を超えるときでも、損害額を30万円とみなします。また、稿本(本などの原稿)、設計書等は、保険の対象に含まれません。
- (2) 公的融資を受けている場合について
独立行政法人住宅金融支援機構等公的融資を受けている建物は、お引受けできない場合があります。ただし、家財のお引受けはできます。
- (3) クーリングオフについて
ご契約のお申込み後であっても、お客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回(クーリングオフ)を行うことができる場合がありますのでお問い合わせください。ただし、保険期間が1年以下のご契約などは対象となりません。
- (4) 損害保険契約者保護機構について
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、解約返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、解約返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。なお、地震保険契約はすべてのご契約が補償対象となります。
- (5) ご契約者と被保険者が異なる場合は、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

ご契約後にお知らせいただきたいこと(通知義務)

- ご契約内容に以下の変更が生じる場合には、セコム安心マイホーム保険サポートセンターまでご連絡ください。ご連絡がない場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・建物等の売却・譲渡等により名義変更する場合(譲渡する場合で、保険契約の権利・義務を移転させるときは、事前にご連絡ください。)
 - ・建物の構造または用法を変更する場合
 - ・引越し等により保険の対象を他の場所に転移される場合
 - ・機械警備の実施状況・耐火性能状況・オール電化住宅への合致状況を変更する場合 など

このパンフレットは、セコム安心マイホーム保険(家庭総合保険)の概要を説明したものです。詳しくは、セコム安心マイホーム保険サポートセンターまでお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず「ご契約のしおり・約款」等をお読みください。

お問い合わせは「セコム安心マイホーム保険サポートセンター」までご連絡ください!

 **0120-756-602** 月曜～金曜 9:00～17:00
(祝日、年末年始を除く)

万が一事故にあわれたら!

- 事故にあわれたら、遅滞なくセコム損害保険事故受付センターまでご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、連絡が遅れたことによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがありますのでご注意ください。

万が一事故にあわれた場合は「セコム損害保険事故受付センター」までご連絡ください!

 **0120-210-545** 24時間365日 事故受付